

令和7年4月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和7年4月10日（木）午後2時 田辺市文化交流センターたなべる 2階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 田中 輝勇 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行
5番 福島 隆 6番 更井 寛司 7番 谷本 喜久 8番 谷口 浩司
9番 坂本 隆英 10番 瀧川 裕司 11番 岡 潔 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 6番 更井 寛司 8番 谷口 浩司

議長 皆さんこんにちは、毎回、梅の話で本当に恐縮なんですけども、今年は梅の花が大変多くて、今年は何とかなるのかなと思ってたんですけども、1回目の梅の消毒で、去年は消毒をしたらバラバラッとガクが落ちて、ガクッと来たんですけど、今年はまあまあ、あんまり落ちなくて、大丈夫かなと思っておったんですけど、梅が満開の時に蜂があまり飛ばなくて、大丈夫かなと思って、近所の人や友達何人かに聞いてみたら、「去年と同じか、まだ悪いかもしれん。」というような話があって、これは大変なことやと思っていた矢先に、6日の未明に雹が降って、去年、芳養は雹被害はあんまりなかったんですけども、今年はかなり被害がありました。この前の紀伊民報でも、稲成の方だったと思いますが、ものすごい雹と梅の葉がいっぱいになって落ちていたんで、2年続きで凶作になると、我々はもちろんなんですけども、梅産業全体が大変な危機に陥るのではないかなと、商品がなかったら梅も売れんということで、業者も農家も本当に大変な状態になってきていると思います。まあ、これは本当に自然によるものなんで、太刀打ちはできないんですけども、心が折れるというのは本当にこんなもんかなあと思って、大変なショックを受けております。まあ、こういう時には収入保険に頼るのがあるんですけども、まあ、それも掛けておるんで、なんとか急場しのぎにはなるんですけども、これがずっとこのような状態が続いてしまうと、本当に、農業をやっておれんなあと、そういうような感じになっております。はい、それでは、始めます。まず、この4月の田辺市の人事異動によりまして、農業振興課で移動がございましたので、ご紹介をお願いします。

農振課 課長 （異動のあった職員を紹介）

議長 はい、ありがとうございます。

（農業振興課職員担当者以外退室）

議長 それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定についての申し出がありますので、併せて、事務局から説明をお願いします。

農振課 山崎 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます

す。1 番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 0 1 1 m²、他 2 1 筆、合計 3 3, 9 9 4 m²、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和 7 年 3 月 1 7 日です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1 番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 8 6 4 m²、他 1 筆、合計 4, 4 2 5 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 1 7 年 4 月 3 0 日の新規です。2 番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 0 8 8 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 1 7 年 4 月 3 0 日の新規です。3 番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6, 4 4 0 m²、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日の新規です。合計 3 件、4 筆、1 1, 9 5 3 m²、貸し手 3 名、借り手 3 名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。貸し手の〇〇さんも借り手の〇〇さんも若い青年です。〇〇さんが若干体を壊して、農業に、今従事できないということで、近所の〇〇さんに任せるといことです。異議ございません。

議 長 はい、2 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは娘さんばかりで、娘婿の方が手伝いながら耕作していたんですが、もうできないということで、〇〇さんが今回から耕作することになりました。異議ございません。

議 長 はい、3 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは親子でございます。息子の〇〇さんも頑張って農業をされています。異議ございません。

議 長 はい、以上 3 件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。南山君、山崎君、ありがとうございます。

(農振課 南山 山崎退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日欠席委員さんはございません。全員出席でございます。本日の会議録署名委員に、6 番更井寛司委員さん、8 番谷口浩司委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第 1 号農地法第 3 条申請について、議案第 2 号農地法第 4 条申請について、議案第 3 号農地法第 5 条申請について、議案第 4 号農地等売渡あっせん申出について、報告第 1 号農地等売渡あっせん成立につい

近藤 事務員

て、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は488㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は960㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は314㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,244㎡、他3筆、合計3,419㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は588㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は623㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は990㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,744㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上8件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番からお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。特に異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。近所同士の売買です。〇〇さんは一生懸命農業をされています。異議ございません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議なしです。

議 長

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2月14日成立のあっせんによる売買です。異議ございません。

議 長

はい、5番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。〇〇さんは地域で頑張っている方です。特に異議ありません。

議 長

はい、6番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。この件に関しましては、譲受人は将来的にここへ住まれるということなので、ありがたいことです。異議ありません。

議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、以上8件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	4ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,437㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は長屋住宅2棟、472.60㎡、駐車場等、964.40㎡、合計1,437㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は631㎡の内244㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場、244㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和7年2月26日抜きとなっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この件については、資材置場等の転用に該当しますので、完了報告のあった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。この土地は中山間地域にある小集落の農地ですので、第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第6項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。先日、4月8日に、〇〇委員さん、事務局2名とで現地調査を行って参りました。案件は、4条2件、5条4件の計6件です。それでは4条申請について所見を報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約900m、現況は田です。〇〇〇〇とか〇〇〇〇の裏手にあります。隣接状況及び周囲への影響については、東側が市道、西側、南側、北側が宅地で、3方全部が〇〇〇〇に囲まれた土地です。隣接同意は不要で、〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、申請者は、高齢のため農作業が困難となってきたことから、土地の有効利用のため、長屋住宅用地に転用するものです。転用内容は長屋住宅(2棟)、駐車場(24台)、駐輪場(20台)で、盛土58cmから83cmです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、東側市道側溝へ放流することです。問題ないと思われます。続きまして2番です。申請場所は〇〇〇〇より北へ約5km、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側

が宅地、西側が畑ですが申請者の所有です。南側が宅地と公衆用道路、北側が畑、同意ありとなっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由は、現在使用している農業用資材置場が手狭となってきたため、新たに当該地を転用するものです。転用内容は農業用資材置場（梅樽、コンテナ、パレット）、切土盛土はありません。排水等につきましては、雨水は既設排水路を経由し、東側県道側溝へ放流するとのことです。特に問題ないと思われます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いしますが、〇〇委員さんの案件がございますので、2番を除いて逐条審議をお願いします。1番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。

議 長 はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

議 長 それでは2番について、逐条審議をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、2番について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。〇〇委員どうぞ。

(〇〇委員着席)

議 長 続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 5ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は20㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、(持分7分の3)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分7分の3)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分7分の1)、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は庭園、20㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和7年2月26日抜きとなっております。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域に近接している第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は840㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、(持分2分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分2分の1)、使用目的及び規模は分譲住宅4棟、228.52㎡、道路・庭園等、611.48㎡、合計840㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和7年2月26日抜きとなっております。隣接同意、水利同意はございます。この土地は学校等の施設が近くにあり、住宅地が増加しつつある地域にあります。

第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は273㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、120.07㎡、駐車場、152.93㎡、合計273㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和7年2月26日抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は、現に一般交通の用に供されている幅員12mの田辺市道に面しており、おおむね500メートル以内に〇〇〇〇・〇〇〇〇の2つの教育施設が存するため3種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は830㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は事業全体1,263㎡の内、店舗・宿泊施設、246.50㎡、駐車場・庭、583.50㎡、合計830㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は令和7年2月26日抜きとなっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落の農地の1つである為、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。それでは5条申請について報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約400m、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が市道、西側が宅地、南側が公衆用道路、北側が国道となっております。隣接同意は不要で、〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、譲渡人らは高齢で、営農が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、住宅用地の一部となる、庭園として転用するものです。転用内容は庭園で、盛土70cmから80cmです。排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのことです。問題ないと思われます。続きまして2番です。申請場所は〇〇〇〇より北へ約400m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が宅地、西側が県道、南側が用悪水路と宅地、北側が田、同意ありとなっております。〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意もあります。転用理由選定理由は、譲渡人は、相続により取得しましたが、農業を営んでおらず、管理が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅(4棟)、盛土103cmから104cmです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、新設道路側溝を経由し、東側公衆用道路側溝へ放流するとのことです。問題ないと思われます。続きまして3番です。申請場所は〇〇〇〇の北隣、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、同意あり。西側が公衆用道路、南側が雑種地と学校用地、北側が市道となっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由は、貸し人と借り人は親子です。借り人家族は、賃貸住宅に住んでおり、実家に近い住宅用地を探

していたところ、この度、話がまとまり、転用するものです。30年間の使用貸借契約を設定します。転用内容は住宅、駐車場、切土盛土はありません。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、北側市道側溝へ放流するとのことです。問題ないと思われます。続きまして4番です。申請場所は〇〇〇〇より北東へ約200m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が水路、西側が雑種地と水路、南側が雑種地と市道、北側が畑、同意ありとなっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由は、譲渡人は相続により取得しましたが、農業を営んでおらず、管理が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、店舗及び宿泊施設用地として転用するものです。転用内容は店舗及び宿泊施設、盛土60cmです。排水等につきましては、合併処理後、新設側溝を経由し、雨水とともに、南側既設水路へ放流するとのことです。問題ないと思われます。以上、4件とも周囲の農地に対する影響はないと思われます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請の土地は、高速道路のフェンスと住宅地の間の落ち込んだ3角形の土地です。異議ありません。

議 長 はい、2番、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは、お父さんが不慮の事故で亡くなりまして、本人は〇〇〇〇の方に住んでおりますので、お父さんと知り合いだった譲受人らと、現地調査委員さんの報告どおり、話がまとまったということです。異議ございません。3番の件につきましても、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、以上4件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 7ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,484㎡、他1筆、合計2,529㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は0kg、希望価格は250万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番から願います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。場所は〇〇〇〇の〇〇の〇〇さんの上の〇〇〇〇です。現状梅は植わっています。10アール当たりの収穫量が0になっていますが、去年、雹に当たりましたし、不作だったので、〇〇さんは収穫をしていませんので、梅の木自体はあります。〇〇〇〇は来ています。以上です。

議	長	はい、ありがとうございます。それでは議案第4号農地等売渡あっせん申出1件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。
委員	全員	異議なし。
議	長	ないようですのであっせんすることにいたします。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名にお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方大変ご苦労ですが、よろしくお願いします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。
松平	係長	8ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は6,636㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年2月14日、価格は350万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,774㎡、他3筆、合計4,713㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年3月11日、価格は472万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は504㎡、他1筆、合計984㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年3月13日、価格は40万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,724㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年3月16日、価格は250万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は7,555㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年3月16日、価格は250万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は936㎡、他1筆、合計1,924㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年3月16日、価格は60万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上6件、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それではあっせんの顛末について報告をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇氏から申し出のあった農地等売渡のあっせんを、2月14日、午後1時30分から、〇〇〇〇において、私〇〇と、〇〇委員、〇〇委員の3名と、売り主の〇〇さん、買主の〇〇〇〇氏が集まりあっせんを行いました結果、350万円で成立しました。買主の〇〇〇〇氏は、梅商品を、〇〇〇〇他多数販売されており、無添加農家もされているとの

議 長 〇〇番 委員	お話でした。従業員はパートも含めて50人ということです。以上です。 はい、2番。 〇〇番〇〇です。この案件につきましては、4筆が隣接していて一団の土地なんですけども、〇〇〇〇さんは農業に従事をしていないため、このあたりで手放そうかなと言っていたところで、〇〇さん、この方は若い方で、〇〇さんの土地に隣接した畑を親が持っており、そこを耕作しております。現在は勤めているんですが、間もなく退職して、専業でお父さんと一緒に農業に従事する予定です。以上です。
議 長 〇〇番 委員	はい、3番。 〇〇番〇〇です。〇〇さんから申し出があって、この二つの畑は〇〇さんが耕作していたような関係もありまして、3月の13日、午後1時30分に〇〇〇〇において、私と〇〇委員と〇〇委員、売渡人、買受人が集まってあっせんを行いました。40万円で成立いたしました。以上です。
議 長 〇〇番 委員	はい、4番から6番。 〇〇番〇〇です。4番、5番、6番、売渡人が〇〇さん一人なんで、3月の16日に、売渡人の〇〇さん、4番の買受人の〇〇さん、5番の買受人の〇〇さん、6番の買受人の〇〇さんに、〇〇〇〇に集まっていただきまして、あっせんを行いました。〇〇さんはかなり土地を所有しており、後継者もないということから、手放したいということであっせんの申し出がありました。4番ですけども、〇〇〇〇の農地です。買い手の〇〇君は30代半ばです。地元で農業をやっておりまして、自分の土地が急斜面が多いので、〇〇〇〇のような作業性の良いところが欲しいということで、希望価格どおりの250万円で成立しました。5番の土地は、〇〇君は養子で〇〇〇〇にいられているんですけども、自分の奥さんの土地もあるんですけども、増やしていきたいということで、この土地を購入していただきました。希望価格どおり250万円で成立しました。6番については、〇〇さんは40代半ばの方です。あっせんの農地の隣が、〇〇さんの実家の畑でありまして、実家の畑と一緒に面倒を見ていただいていたあっせんの農地を、今回買っていただきました。希望価格どおり60万円で成立しました。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。 (なしの声あり。)
議 長	ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。3月の県の農業会議に提出致しました5条申請1件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。
松平 係長 議 長	(令和7年度最適化活動の目標の設定等について説明) 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、ご意見、ご質問ありましたがこの内容で承認してよろしいでしょうか。
委員 全員	異議なし。

議 長 はい、それではこれで決定したいと思います。他にありませんか。
松平 係長 （３月定例委員会で質問のあった特例事業についての説明）
議 長 市のあっせん事業と農業公社の特例事業、どちらが得かと聞かれたら、額によってもどちらが得かも変わるし、どちらが得ともいえないので、そのあたりは臨機応変でお願いしたいと思います。他に何かございませんか。なければこれで閉会といたします。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

〇〇時〇〇分終了